

津山市監査委員告示第9号  
平成31年3月25日

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成28年度及び平成29年度の監査の結果に対して、検討・実施中又は未措置であった事項の取組状況を確認したところ、結果は次のとおりであった。

(単位 件)

区 分	実 施 年 度	対 象 件 数	措置等の状況		
			措置済	検討・実施中	未措置
定 期 監 査	平成28年度	5	1	4	
	平成29年度	5	2	3	
財政援助団体監査	平成28年度	1	1		
公の施設の 指定管理者監査	平成29年度	4	4		
出資団体監査	平成29年度	2	2		
	合 計	17	10	7	

# 定 期 監 査

平成28・29年度監査結果に対する措置の状況

定期監査（措置済3件、検討・実施中7件）

【監査対象課名 納税課】

（監査結果報告日：平成29年3月31日）

指摘事項	<p>歳入歳出外現金の預り金及び配当残余金未執行分の納入者及び請求者不明分については、引き続き納入者及び請求者の把握に努められたい。また、未請求者に対しては請求を促して適切な管理をされたい。</p>
区分 (該当に 印)	<p>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</p> <p>2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</p> <p>3. 未措置（何もしていない場合）</p>
措置等の 内容	<p>歳入歳出外現金の預り金、差押金配当残余金の納入者不明分については、平成24年度監査時からの指摘事項であり、引き続き可能な範囲での調査を適宜実行し、把握に努めているが、際立った進展は見られない。</p> <p>この事項については、平成26年度監査報告時に「不当利得返還請求」案件として処理を進め、真摯に対応した結果消滅時効を迎えた場合は、消滅時効時以降に雑入として一般会計に繰り入れることとし、その時期を平成29年3月31日以降のできるだけ早い時期を予定することと回答していたが、弁護士等に再度詳細事項について意見を求めた結果、この事案の歳入歳出外現金の預り金、差押金配当残余金については、「市の不当利得金に該当しない」との意見を得たため、今後の取扱いは、違法な滞納処分があった場合も想定し、国家賠償債務の消滅時効である20年を念頭に、発生から20年経過時以降に雑入として一般会計に繰り入れるという取扱いとするとして、平成28年度監査報告から変更する旨を報告しており、今後もこの措置内容で進める。</p> <p>なお、未請求者に対しては、今後も請求を促し、適切な管理に努める。</p>

## 【監査対象課名 生活福祉課】

(監査結果報告日：平成30年2月23日)

指摘事項	生活保護費返還金、災害復旧資金貸付金元利収入、災害援護資金貸付金元利収入について、過年度分と現年度分の未収金が6月に同時に調定されていた。津山市会計規則第38条に基づいて、過年度分については、会計年度の末日において、翌年度に繰越し、新年度直ちに調定をされたい。	
区分 (該当に 印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	過年度分については、会計年度の末日において翌年度に繰り越し、新年度に調定処理を行った。	

## 【監査対象課名 健康増進課】

(監査結果報告日：平成30年3月26日)

指摘事項	補助金交付事務については、実績報告書の提出の遅延がみられたので、補助金等交付規則に基づいて事業終了後速やかに実績報告書が提出されるように改められたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	外部組織に事務局がある団体については、事業終了後速やかに実績報告書が提出できるように依頼している。	

## 【監査対象課名 農業振興課】

(監査結果報告日：平成29年3月31日)

指摘事項	五輪原高原貸地料の未収金について、平成28年10月に策定された「債権管理適正化に関する基本方針」に基づいて、効果的かつ効率的に、厳正で実効性のある未収金対策に取り組まれない。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	平成17年度及び18年度より毎年督促状を配達証明及び内容証明で発送してきたが回収に至らず、時効も経過していることから、平成30年度に債権管理室と相談の結果、債権管理条例に基づく債権放棄を平成30年度末に実施することとした。	

## 【監査対象課名 加茂支所 産業建設課】

(監査結果報告日：平成30年2月23日)

指摘事項	加茂堆肥製造施設については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等を処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成8年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	農業振興課、管理運営組合(グリーンユニオン加茂)と協議を行い、処理工程を見直すとともに、改善を図り安定的運営に努める。 管理運営組合(グリーンユニオン加茂)は継続し、自主的運営確立に向けての検討を進めている。	

## 【監査対象課名 久米支所 市民生活課】

(監査結果報告日：平成30年2月23日)

指摘事項	大井東地区他3地区の文化祭事業委託料は、委任払いにより、久米支所市民生活課職員(受任者)の口座へ振り込まれている。その後、当該職員(受任者)が、各地区の債権者である文化祭実行委員会委員長へ現金を受け渡す際に、代理人へ渡していた。この場合、委託料は直接債権者へ渡すか、債権者から受領委任を受けた者に支払われたい。また、現金による受領行為が伴う場合は、履行の過程を明確にする書面(受領書や委任状)を残すなど、適正な事務処理に改められたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	大井東地区他3地区の文化祭事業委託料は、委任払いにより久米支所市民生活課職員(受任者)が受け取り、直接債権者である文化祭実行委員会委員長へ現金を渡し、受領書をもらうよう改めた。	

## 【監査対象課名 久米支所 産業建設課】

(監査結果報告日：平成30年2月23日)

指摘事項	久米堆肥処理施設(ゆうきの丘)については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等を処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成10年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	施設の運営について、津山市堆肥処理施設利用組合と連携し、未加入の畜産農家に対し加入への働きかけを行い、稼働率の伸び悩みの解消を図っていく。 施設の老朽化について、比較的大規模な改修・修繕が発生した場合、その都度補正予算等に対応してきている。今後、安定的運営についてどのようにするのか、引き続き農業振興課と協議を図っていく。	

## 【監査対象課名 出納室】

(監査結果報告日：平成29年3月31日)

指摘事項	各担当課において、基本的な現金の取扱いの理解が不十分で、会計規則に基づいた収納金の領収に関する事務や、徴収簿等の整理が適切でない案件が多数見受けられた。正確で適正な事務処理のため、金銭会計研修の実施を定期的に行い、徹底した指導をされたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	平成30年10月24日に収入金及び支出についての研修会を実施した。 今後も定期的に研修を行っていく予定である。	

## 【監査対象課名 保健給食課】

(監査結果報告日：平成28年12月9日)

指摘事項	非常勤嘱託員報酬の欠勤による返納金の未収金について、引き続き収入未済額の解消に努められたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	債権管理室及び顧問弁護士に相談のうえ実施中で、法的手続き開始予告(催告書)の送付、連絡要請書の送付、債務承認書の提出依頼送付を実施した。平成31年度に、裁判所の支払督促を視野に入れ、その実施を検討中である。	

## 【監査対象課名 スポーツ課】

(監査結果報告日：平成28年12月9日)

指摘事項	久米総合文化運動公園休憩所については、平成7年からの賃借料を継続した状態となっている。行政財産使用料徴収条例に基づいた料金設定を適用されたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	現在、津山市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料の額を試算しており、今後休憩所出店者へ金額の提示を行い、出店者との協議を進めていく。	



# 財 政 援 助 団 体 監 査

平成 2 8 年度監査結果に対する措置の状況

財政援助団体監査（措置済1件）

監査の対象

対象団体：津山市人づくり事業運営委員会

所管部署：産業経済部みらい産業課

監査結果報告日

平成29年3月29日

措置等の内容

所管部署について

[産業経済部みらい産業課]

指摘事項	つやま産業塾の設置者が、津山市人づくり事業実施要綱と津山市人づくり事業運営委員会規約では相違しているので整理されたい。	
区分 (該当に印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中，措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	つやま産業塾の設置者は津山市長であるため津山市人づくり事業運営委員会規約第3条に規定する産業塾の設置者に関する条文を削除した。	

# 出 資 団 体 監 査

平成 2 9 年度監査結果に対する措置の状況

出資団体監査（措置済2件）

監査の対象

対象団体：株式会社 津山市加茂町ふるさと振興公社

所管部署：産業経済部 仕事・移住支援室

監査結果報告日

平成29年12月25日

措置等の内容

対象団体について

[株式会社 津山市加茂町ふるさと振興公社]

指摘事項	会社法第435条第2項には、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない」と規定されているが、事業報告書が作成されていなかった。法令に基づいた適正な事務処理を行うよう改められたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中，措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	事業報告書を作成し、平成30年5月15日開催の株主総会において決算報告とともに報告し、承認を受けた。	

指摘事項	会社の経理に関する規程が定められていなかったが、不正や事務処理ミスの防止のためにも、経理規程を整備し、適正な会計処理の徹底を図られたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中，措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	平成30年5月15日の取締役会において、経理規程を制定した。	

# 公の施設の指定管理者監査

平成29年度監査結果に対する措置の状況

公の施設の指定管理者監査（措置済4件）

監査の対象

対象団体：株式会社 内外総合通信社

施設名：中島病院日本館（城西浪漫館）

所管部署：都市建設部 歴史まちづくり推進室

監査結果報告日

平成30年2月21日

措置等の内容

対象団体について

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	他団体と共催した行事について、自主事業の一環で貸室ではないとの認識から、部屋を無料で貸し出していた。現行の利用料金の減免基準には、無料で貸し出すことができる基準はなく、共催の場合の料金の取扱いについても定められていない。今後も共催で事業を行うケースは想定されることから、減免の基準について市の所管部署と協議の上で整理し、利用料金の取扱いを明確にされたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中，措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	指定管理者と共催する場合の減免についての減免基準を整理し、取扱いを明確にした。	

所管部署について

[都市建設部 歴史まちづくり推進室]

指摘事項	指定管理者が使用している利用許可申請書等について、市の規則に定める様式との相違が見られた。記載事項について指定管理者と協議し、整理したうえで、適切な指導を行われたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中，措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	記載事項について指定管理者と協議し、中島病院日本館条例施行規則の改正を行い、新様式を定めた。	

指摘事項	指定管理者に市が貸与している備品等のうち、市の備品台帳に登録が漏れているものがあつた。備品の帰属に関するトラブルを防止し、適切な管理が行われるよう、備品台帳の整理を行われたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	貸与備品の内、市の備品登録が必要ないもの (取得価格 30,000 円未満) があつたため、市と指定管理者の帰属がわかるリストを作成して整理を行った。	

指摘事項	指定管理者が他団体と共催した行事について、部屋を無料で貸し出していた。今後も共催で事業を行うケースは想定されることから、適正な利用料金を徴収するよう、減免の基準について指定管理者と協議し、整理されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	指定管理者と共催する場合の減免についての減免基準を整理し、取扱いを明確にした。共催の場合は申請により部屋の使用料を免除する。(冷暖房使用料は除く)	